

KTC スマイルケア株式会社
KTC 放課後等デイサービス はぐぽん

虐待防止に関する規定

第1条（目的）

- 1 KTCスマイルケア株式会社が運営する「KTC 放課後等デイサービス はぐぽん」（以下「事業所」とする。）において、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為、その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為を、未然に防止するための体制、及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。
- 2 事業所は障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」平成24年10月施行）に基づき、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すものとする。

第2条（虐待の定義）

- 1 虐待とは、事業所従業員が事業所を利用する児童に対して行う以下の行為をいう。
 - (1) 児童の身体に外傷が生じる、又は生じる恐れのある行動や暴行を加えること。
 - (2) 児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせること。
 - (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第3条（虐待防止に関する責任者）

- 1 虐待に関して、責任者主体を明確にするため、虐待防止に関する責任者を選任する。
- 2 虐待防止に関する責任者は、事業所の児童発達支援管理責任者とする。

第4条（虐待防止に関する責任者の責務）

- 1 虐待防止に関する責任者は、苦情解決の体制を整備するとともに、従業員に対して虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- 2 虐待防止に関する責任者は、虐待の内容、及び原因を調査し必要な改善策を検討する。
- 3 虐待防止に関する責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。
- 4 虐待防止に関する責任者は、虐待の報告を受けた場合、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村の虐待防止センターへ虐待の通報を行う。

第5条（従業員の責務）

- 1 従業員は、日頃よりミーティング等を通じ、児童の様子を報告・共有し、早期発見に努めなければならない。
- 2 従業員は、虐待、又は虐待と思われる行為を発見、又は感じた場合、速やかに虐待防止に関する責任者へ報告する。
- 3 従業員は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。
- 4 虐待を行った従業員は、事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の措置を講じ、児童が安心できる環境作りを行う。

第6条（記録・改善措置）

- 1 虐待防止に関する責任者は、虐待の報告受付から解決・改善までの一切の経過と結果を所定の書面にて記録し、一定期間保管する。
- 2 虐待防止に関する責任者を中心に従業員のミーティングを行い、虐待の起こった経緯、虐待の内容等を説明し、再発防止策を検討する。

第7条（虐待に関する具体的な行為、行為類型）**1 虐待に関する具体的な行為**

- (1) **身体的虐待**
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- (2) **性的虐待**
児童への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- (3) **ネグレクト**
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気でも病院に連れて行かない など
- (4) **精神的虐待**
言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV） など

2 別紙資料参照※1**第8条（虐待防止委員会設立）**

- 1 虐待防止委員会の設立に伴い、委員の選任について以下の通り定める。
 - (1) 虐待防止委員会の委員長は、第3条1項に定める虐待防止に関する責任者から選任する。
 - (2) 虐待防止委員会の委員は、第3条2項に定める事業所の児童発達支援管理責任者とする。
- 2 虐待防止委員会は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行う。
 - (1) 定期的に委員会を開催し、検討結果については従業員に周知徹底する。
 - (2) 委員会の内容は、所定の書面にて記録し、一定期間保管する。

3 虐待防止の更なる推進のため、定期的に従業員へ研修を実施する。

4 別表

| | |
|------------|----------------------------------|
| 虐待防止委員会の運営 | KTC スマイルケア株式会社 |
| 適用事業所 | KTC 放課後等デイサービスはぐぽん全事業所 |
| 委員長の選任 | 運営本部より選任 |
| 委員の選任 | 各事業所の児童発達支援管理責任者 |
| 委員会の実施 | 6カ月に1回の実施に加え、協議事案が発生した場合は都度、隨時開催 |
| 研修の実施 | 6カ月に1回実施 |

第9条（身体拘束等の適正化）

1 別紙「身体拘束等の適正化のための指針」参照